

富津市電子入札約款

平成 21 年 12 月 1 日施行

令和 4 年 4 月 11 日最終改正

(目的)

第 1 条 富津市の発注に係る建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入及び売り払い、役務の提供又は賃貸借の競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び富津市財務規則（平成 8 年規則第 23 号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札参加者は、当該事業の図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知書に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、富津市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第 3 条 入札参加者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより入札辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、撤回をすることができない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第 4 条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者に対して入札価格、入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取り止めることができる。

3 入札参加者が一者である場合は、再度入札及び一般競争入札の場合を除き、入札を取りやめるものとする。ただし、低入札価格調査対象者については入札参加者として取り扱う。

(無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状にある受任者以外の代理人がした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)

(4) 必要事項を欠く入札

(5) 明らかに談合であると認められる入札

(6) 電子認証書を不正に使用した入札

(7) 入札に際して不正を行った者のした入札

(8) 入札書の金額が0円の入札

(9) 再度入札における入札金額が、初回の最低金額以上の入札(ただし、予定価格以上の金額をもって落札者を決定する場合は、初回の最高金額以下の入札)

(10) 入札金額内訳書の提出のない入札(ただし、あらかじめ入札金額内訳書の提出が必要ないと説明のあったとき、又は再度入札を除く。)

(11) 入札書に記載された金額と入札金額内訳書の金額に相違があり、重大

かつ明白な不備がある入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札の執行に当たり、当該入札の参加業者は、開札に立ち会うことができるものとする。立ち会いを希望する場合は、開札日前日までに契約担当課に「開札立合申込書」を提出するものとする。

2 前項の規定による立ち会い希望者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

(保留)

第9条 開札後、次の各号の一に該当する場合は、落札者の決定を行わず、入札を保留とする。

(1) 低入札価格調査制度における低入札価格調査が必要なとき

(2) 制限付き一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき

(3) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第10条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を設けた場合（設計金額が1,000万円を超える建設工事及び製造の請負契約の入札）において、基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「調査対象者」という。）があるときは、最低の価格をもって入札をした者から契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項ただし書の場合において、調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならない。

(同価格の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価

格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行う。ただし、第 10 条第 1 項ただし書の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としえない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として 1 回とする。
- 3 再度入札に参加できる者は、第 10 条第 1 項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- 4 再度入札における入札参加辞退の方法は、第 3 条を準用するものとする。

(契約の締結)

第 13 条 落札者は、落札後原則として 7 日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 46 年富津市条例第 30 号）第 2 条及び第 3 条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、市長の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第 14 条 落札者は、当該契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の 10 分の 1（落札者が、第 10 条第 1 項ただし書きの規定による場合は、10 分の 3）以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、落札者が同項第 1 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札金額内訳書の提出)

第16条 市長は、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。

この場合においては、あらかじめ当該入札に係る公告又は通知等のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法を周知しなければならない。

(その他)

第17条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市長がその都度定めるものとする

沿 革

平成21年	12月	1日	制定				
平成24年	3月	30日	改正	平成24年	4月	1日	施行
平成27年	3月	31日	改正	平成27年	4月	1日	施行
令和2年	3月	27日	改正	令和2年	4月	1日	施行
令和4年	4月	11日	改正	令和4年	4月	11日	施行